

厚生労働省「労働時間等総合実態調査」に関する文献調査

——「前例」はいつ始まったのか——

田 中 重 人

「労働時間等総合実態調査」は、2018年の国会におけるいわゆる「働き方改革」の議論の際、2013年調査の結果に不正な操作を加えた数値が首相答弁に使われたことで、注目を集めた。このことが問題化した結果、政府は用意した法案の一部について提出を見送った。厚生労働省による監察チームは、前例を無批判に踏襲していたことに主たる問題点を見出している。しかし、この監察は2013年調査にのみ焦点をあてており、過去の調査については情報を集めていない。本稿では、この調査とその前身である「労働時間総合実態調査」に関する文献を収集し、この一連の調査が1986年以来12回おこなわれ、労働政策立案に使われてきたことをあきらかにした。文献からは、設問、標本設計、現場で実査にあたる労働基準監督官の指揮、データ分析、結果報告の各段階に問題を抱えた調査であることが、容易に読み取れる。それにもかかわらず、この調査に対する批判が2018年まで出てこなかったこともあきらかになった。

1. 労働時間データ偽造問題

2018年1月29日、第196回国会において、安倍晋三総理大臣が「厚生労働省の調査によれば、裁量労働制で働く方の労働時間の長さは、平均な、平均的な方で比べれば、一般労働者よりも短いというデータもある」と答弁した(上西2018)。その後、この発言の根拠が2013年「労働時間等総合実態調査」であることが判明。この調査の既存の公表冊子(厚生労働省労働基準局2013a)には一般労働者の1日の労働時間の記載がないことや、データが不正な操作でつくられたものではないかなどの疑惑が指摘された。

2月19日には、この一般労働者の労働時間は、1か月のうちいちばん時間外労働が多

かった日のデータを操作したものであり、裁量労働制適用労働者のデータと比較するのは不適切なものだったことを『朝日新聞』が報じた。

裁量労働制で働く人は1日の労働時間を調べたのに対し、一般労働者は1日の残業時間を調べ、それに法定労働時間（8時間）を足す形で1日の労働時間を算出していた。また、「平均的な人」は、回答した事業所に勤める人全体の平均ではなかった。
〔……〕

一般労働者については1カ月のうちで最も長い残業時間を尋ねていた。「最長」の時間を質問すれば、長時間の回答が多く集まることは容易に想像できる。一方、裁量労働制で働く人については単に「労働時間の状況」を尋ね、最長の残業時間で集計した一般労働者と比べていた。データが恣意（しい）的に利用されたとの疑いを持たれかねない重大な疑義だ。つじつまがあわないように見える数字も、「最長」を尋ねた結果と考えれば必ずしも不自然ではない。

（贅川 2018a）

その後、国会での質疑や厚生労働省への野党のヒアリングなどによって、同調査の問題点が徐々にあきらかになっていった。政府は、3月23日に裁量労働制に関わるデータを撤回⁽¹⁾した。5月15日には、裁量労働制以外のデータについても、異常値を無効として再集計した結果を国会に報告（厚生労働省労働基準局 2018a）。さらに、一部の事業場のデータが2重に入力されていたため、これらのデータの重複分を削除した訂正版を国会に報告した（厚生労働省労働基準局 2018b；田中 2018b）。

厚生労働省は「監察チーム」を組織して平成25年度労働時間等総合実態調査の実施・集計の過程や、裁量労働制適用者と一般労働者との労働時間を比較する資料の作成経緯などを調べた。その報告は2018年7月19日におこなわれ（厚生労働省監察チーム 2018）、あわせて担当者の処分が公表されている（厚生労働省 2018a）。

自由民主党も、平成25年度労働時間等総合実態調査の問題点を検討するプロジェクトチームを組織した。厚生労働省からのヒアリングなどにもとづいた提言が2018年8月28日にまとめられている（自由民主党 2018）。

その後、厚生労働省は「裁量労働制実態調査に関する専門家検討会」を発足させた。その開催要項には「労働時間等総合実態調査の公的統計としての有意性・信頼性に関わ

る問題を真摯に反省し」との文言が盛り込まれており、初回の会議では、上述のような問題点や監察結果を報告する資料が配布されている（厚生労働省 2018b）。

2. 労働時間等総合実態調査の問題点

「労働時間等総合実態調査」は、単発の調査ではなく、以前から継続しておこなわれてきたものだ。2013 年の調査が問題を抱えていたとすれば、以前の調査にもおなじ問題があったのではないかと推測できる。実際、上述の自由民主党プロジェクトチームの提言は、「前例踏襲主義」を批判している。

ヒアリングにおいては「過去の例をそのまま引き継いで行った」という回答がしばしば行われた。例えば、「調査的監督」という実施手法、調査票の質問構成やデザイン、集計表の記載内容等に関して、そのような趣旨の回答があった。

（自由民主党 2018：1）

厚生労働省の監察チームも、担当課の保管資料と関連職員からのヒアリングに基づいて、同様の問題を指摘している。

平成 25 年度労働時間等総合実態調査は、調査票・記入要領の作成、調査の実施、データの入力・エラーチェック・集計・分析、調査結果に係る公表冊子の作成等の各段階において、基本的に平成 17 年の前回調査の前例に倣って実施された。

〔……〕

平成 25 年当時の労働基準局労働条件政策課において、法規係ラインの課長補佐以下の 2～3 名が、平成 25 年度労働時間等総合実態調査の関係を担当していた。前例のある調査の実施であるため、基本的に担当者に任せられており、課長以上が関与することはあまりなかった。

〔……〕

前例のある調査であり、労働基準監督官が直接調査を実施する調査的監督の手法は、信頼性が高いと考えていた。

〔……〕

データのエラーチェックについては、平成17年の前例を参考にして実施したにとどまり、一般的とは考えられないデータについて特に問題意識を持って検討することとはなかった。

〔……〕

平成25年10月30日に労働政策審議会労働条件分科会に報告された「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」の公表冊子については、平成17年の前例を踏襲しており、データの定義や注釈等の記載を改善する等の議論は特に行われなかった。

（厚生労働省監察チーム2018：2-4）

これらの結果について、厚生労働省監察チーム（2018：5）は、「前例を踏襲したことは業務の進め方として理解できる面はあるが、必要な改善等を十分に検討しなくてもよい理由にはならない」「適切でない点が多かったと言わざるを得ない」と批判している。

前回とおなじ方法を踏襲したせいでさまざまな問題が起きたのだとすれば、その前回調査自体もおなじ問題を抱えていたはずだ。前回調査が参考にした、もうひとつ前の回の調査も同様だっただろう。しかし、2013年以前の調査については、追及がほとんどおこなわれてこなかった。それどころか、この調査がいつ始まったのか、これまでに何回おこなわれてきたのか、労働政策にどのような影響をあたえてきたかといった基本的なことさえ何もわかっていないのである。

2013年の労働時間等総合実態調査の問題点として厚生労働省監察チーム（2018）の報告から読み取れるのは、つぎのようなポイントである。

- 時間外労働時間についての「日」「週」の数値は、時間外労働がいちばん長かった日・週を調査したものだが、そのことを公表冊子に書いていない
- 公表冊子における説明が全体的にわかりにくく、間違った解釈を誘発している
- エラーチェックが不十分だったため、多数の異常値がデータ中にのこっていた
- 調査票が適切に管理されていなかったため、一部の事業場のデータが2重に入力されていた
- 各都道府県労働局に割り当てた対象事業場数の指示が守られておらず、そのことを確認する体制がなかった

これ以外にも、調査結果の公表冊子（厚生労働省労働基準局2013a）からさまざまな問題が指摘できる。

- 前回調査の結果との比較が表示されているが、調査間の比較可能性を検討していない。このため、意味のある比較になっているかどうか判断できない。
- 「最も多くの労働者が属すると思われる時間外労働時間数の層に属する労働者」を「平均的な者」と呼んでいる。これはふつうの意味での「平均」とは大きく異なる定義であり、不適切な名称である。

また、調査の実態や集計の方法について理解するのに必要な情報が隠されているため、結果の妥当性やありうるバイアスについて評価することができない。公表冊子（厚生労働省労働基準局 2013a: 1）には、たとえばつぎのような不明点がある。

- 裁量労働制導入事業場を調査対象として「優先的に選定した」となっており、そうでない事業場とは抽出確率が違うはずである。このことが「母集団に復元」する際に考慮されていたかが不明である。
- 対象事業場の抽出については「業種・規模・地域別事業場数を勘案して、厚生労働省本省において対象事業場数を決定し、具体的な事業場はこれをもとに各都道府県労働局において無作為に選定した」とだけしか書いていない。具体的なサンプリングの方法や層別の割り当て数が不明である。
- 「調査結果は母集団に復元したものを表章」とあるが、この作業に必要なウェイトの算出法が不明である。
- 「労働基準監督官が事業場を訪問する方法により実施」としか書いておらず、この調査が監督業務の一環である（「調査的監督」あるいは「臨検監督」と呼ばれている）ことが伏せられている。

本稿では、2013 年調査にみられるこれらの問題について、過去の調査にさかのぼった検討をおこなう。

3. 本稿の目的と方法

本稿の目的は、2013 年労働時間等総合実態調査にみられた諸問題が、それ以前の調査においても同様であったのか、またそれらの問題がどのように政策に影響してきたかを検討することである。

方法は、文献調査である。国立国会図書館 NDL Online (<http://ndlonline.ndl.go.jp>), 国会会議録 (<http://kokkai.ndl.go.jp>), CiNii Articles (国立情報学研究所 <http://ci.nii.ac.jp>) な

どを使って検索をおこなった。検索のキーワードとしては、「労働時間等総合実態調査」「労働時間総合実態調査」⁽²⁾を使用した。

4. 結 果

文献検索からわかったことを、調査の年代順に記す。なお、1993年までは、調査名に実施年をつけることなく、単に「労働時間総合実態調査」と呼ばれていた。1997年以降は、元号あるいは西暦を冠して「〇〇年度労働時間等総合実態調査」と呼ばれていることがある。以下の記述では、西暦によって「1997年労働時間等総合実態調査」あるいは「1997年調査」のような書きかたに統一する。

4.1. 1986年労働時間総合実態調査

一連の調査についてのいちばん古い記録は、1986年調査に関するものである。

労働基準法の改正については、昨年一二月の労働基準法研究会報告を受けて、現在、中央労働基準審議会において審議を重ねているところであるが、その審議に資するため中小企業に重点をおいて労働時間の実態把握のため本年四月から五月にかけて行った労働時間総合実態調査についてその結果（速報）（別添）をとりまとめ、本日、中央労働基準審議会労働時間部会に報告をした。

（労働法律旬報1987：33）

ここで「別添」となっている速報の内容は、同記事に掲載されている。

1 調査の目的

本調査は、今後の労働時間法制の在り方についての検討に資するため、労働時間、休日、休暇等の制度及び実態を把握することを目的として行ったものである。

2 調査の対象

調査対象の事業場は、労働基準法第八条第一号から第五号まで及び第八号から第一五号までの業種に該当する民営事業場のうちから、業種・規模ごとに都道府県に配分した数を基に、各都道府県労働基準局において無作為に選定した一三六〇〇事

業場である。(別紙参照)

3 調査実施時期及び対象期間

調査は昭和六一年四月及び五月に実施した。

調査対象時期は原則として調査実施時点であるが、月間のデータは昭和六一年三月一か月(賃金締切期間がある場合には三月一日を含む賃金締切期間)を対象とした。

4 調査方法

全国の労働基準監督署の労働基準監督官が事業場を訪問して調査した。

5 調査結果

調査結果は母集団に復元したものを表章している。

(労働法律旬報 1987: 33)

調査対象事業場の選定につき「別紙参照」となっているが、この「別紙」に該当する情報は、当該記事にはない。1986年調査に関するほかの雑誌記事(日労研資料 1986: 4)には、「調査対象母集団」の表があり、事業場規模7区分(1-4人, 5-9人, 10-29人, 30-49人, 50-99人, 100-299人, 300人以上)と業種13区分(製造業, 鉱業, 建設業, 運輸交通業, 貨物取扱業, 商業, 金融広告業, 映画・演劇業, 通信業, 教育研究業, 保健衛生業, 接客娯楽業, 清掃・と殺業)を掛け合わせた91層について、「事業場数」「労働者数」を記載している。しかし、この母集団の各層からそれぞれいくつの事業場をどのように選定したのかはわからない。

1986年調査の速報を掲載した雑誌記事(エルダー 1986; 労働法令通信 1986; 日労研資料 1986; 労務事情 1986; 労働法律旬報 1987)では、調査の概要説明につづき、「調査結果の概要」として、所定労働時間, 週休制, 年間休日, 時間外・休日労働, 割増賃金率, 年次有給休暇についての報告がある。これらの項目のうち、割増賃金率については事業場の割合が報告されている。これに対して、所定労働時間, 週休制, 年間休日, 年次有給休暇については、労働者数の割合あるいは労働者一人平均の値が提示されている。時間外労働については、「調査対象月に各事業場で法定時間外労働が平均的であった男子労働者」について一か月の法定時間外労働の時間数割合と平均値が表示されている。休日労働についても、これと同様に、「平均的であった男子労働者」についての法定休日労働日数が表示されている。これらの数値について、「平均的であった男子労働者」

をどんな基準で選んだかは、記述がない。なお、これ以前の調査結果を併記した表や、数値を比較して増減に言及した記述などはない。

4.2. 1990 年 労働時間総合実態調査

つぎに「労働時間総合実態調査」が文献に登場するのは、1990 年のことである。

労働省は、一〇月四日、週法定労働時間を来年四月一日から四四時間にすること等を内容とする関係政省令案要綱を中央労働基準審議会(会長・花見忠上智大学教授)に諮問した。〔……〕今回の諮問案は〔……〕本年六月に実施した労働時間総合実態調査の結果を踏まえてまとめられたものである。

(労働法令通信 1990 : 1)

この労働省諮問案には参考として「週所定労働時間 44 時間の達成予定事業場及び達成事業場の割合と猶予事業場の範囲」という表がついており、この表の資料出所が「労働時間総合実態調査より。(労働省・平成 2 年 6 月実施)」である(労働基準広報 1990 : 8)。

平成 3 年 3 月末までの法定労働時間は 46 時間とされているが、一定の規模・業種の事業では 48 時間制が適用されている。いわゆる猶予事業〔……〕である。

これら猶予事業の平成 4 年 4 月からの法定労働時間については、今回実施された労働時間総合実態調査の結果(9 ページ以下参照)をみて決められることになっていた。

(労働基準広報 1990 : 7)

この 1990 年労働時間総合実態調査については、厚生労働図書館所蔵の報告書(労働省 1991)から、かなりの情報がわかる。

1 調査の目的

本調査は、改正労働基準法施行後の労働時間、休日、休暇、フレックスタイム制等の制度および実態を把握することを目的として行ったものである。

2 調査の対象

調査対象事業場は、労働基準法第 8 条第 1 号から第 5 号まで、第 8 号から第 15 号まで及び第 17 号の業種に該当する主として民営事業場のうちから、業種・規模ごとに都道府県に配分した数を基に、各都道府県労働基準局において無作為に選定した 14,039 事業場である。

3 調査実施時期及び対象期間

調査は平成 2 年 5 月及び 6 月に実施した。

調査対象時期は原則として、以下の例外を除き調査実施時点である。

{……}

4 調査方法

全国の労働基準監督署の労働基準監督官が事業場を訪問して調査した。

5 調査結果

調査結果は、原則的には母集団に復元したものを表章している。

(参考) 前回調査は昭和 61 年 4 月及び 5 月に実施

労働省 (1991 : 1)

引用中の省略部分は表形式の記述で、たとえば「時間外・休日労働の実態」に関しては、月間のデータは 1990 年 4 月、年間のデータは 1989 年 (度) を対象とするなどの例外をならべている。

「時間外・休日労働の実態」としては、「最長の時間外労働」「平均的な時間外労働」のデータが載っている。前者については、「調査対象月 (原則として平成 2 年 4 月) の所定外労働時間が最長であった者」を「月間最長者」、 「調査対象年 (平成元年又は元年度) の所定外労働時間が最長であった者」を「年間最長者」と定義しており、本文では「月間最長者の、調査対象月において時間外労働が最長であった日の時間外労働時間についてみると」のようなかたちで、日・週・月・年について記述している (「年」のみが「年間最長者」の値)。後者については、「調査対象月 (原則として平成 2 年 4 月) の所定外労働時間が平均であった者」を「月間平均者」、 「調査年 (平成元年又は元年度) の所定外労働時間が平均であった者」を「年間平均者」と定義しており、「月間平均者の、調査対象月の時間外労働時間についてみると」のようなかたちで、月の時間外労働 (月間平均者) と年の時間外労働 (年間平均者) の結果を記述している。いずれについても、

法定時間外労働と所定時間外労働の両方があつかわれている。なお、「月間最長者」「年間平均者」のような表現が出てくるのは本文だけである。報告書後半の集計表セクションでは、「1日の法定時間外労働時間（最長の者）（事業場数の割合）」「1年の所定時間外労働時間（平均的な者）（事業場数の割合）」のような表タイトルになっている。

報告書2頁には「調査対象事業場数」の表があり、業種14区分と事業場規模6区分で84の層に分割した標本構成であることが分かる。多くの層に150前後の事業場を割り当てている。事業場数の合計は14,039であり、上記の調査対象事業場の数と一致している。なお、「裁量労働」の節（労働省1991：51）には「平成元年の裁量労働の届出件数は80件である。うち、53事業場（うち製造業が12事業場、映画・演劇業が10事業場等）を対象に調査を行った（なお、復元集計は行っていない。）」とある。裁量労働制導入事業場を無作為でない方法で選んで調査対象としたということのようである。これらの53事業場を標本構成上どのように位置づけているかは説明がない。

報告書2頁には「調査対象母集団」として、「事業場数」「労働者数」の表も載っている。結果を「母集団に復元」する際にどのような方法を使ったかの説明はないのだが、もし単純にこれらの表の数値から算出したウェイトによるのだとすると、労働者数に関する結果は偏っている（同一層内で従業員数の少ない事業場が過大に代表される）可能性がある。

ほかには、産業労働調査所（1991）のほか、数誌に速報（労政時報1990；労務事情1990；労働基準広報1990；労働法令通信1990；いのちと健康1991；労務ジャパン1991）が出ている。これらの速報では、調査時期を6月のみと書いてあることがある。

4.3. 1992年労働時間総合実態調査

1992年調査については、『労働基準広報』（1992）と『労政時報』（1993a）に速報が掲載されている。前者は2ページ、後者は4ページの短い記事である。

週40時間制への移行など、今後の労働時間法制の改正については、現在、中央労働基準審議会で話し合いが進められている。労働省では、この審議の参考に資するため、全国の約1万4000事業所を対象に所定労働時間、休日・休暇、変形労働時間制等の実態を調べたので紹介しよう。

{……}

1. 調査目的：改正労働基準法施行後の労働時間、休日、休暇、フレックスタイム制等の制度および実態を把握することを目的として行った。
2. 調査対象：調査対象事業場は、労働基準法第 8 条第 1 号から第 6 号まで、第 8 号から第 15 号までおよび第 17 号の業種に該当する主として民営事業場のうちから、業種・規模ごとに都道府県に配分した数を基に、各都道府県労働基準局において無作為に選定した 1 万 3998 事業場である。
3. 調査時期・対象期間：調査は、平成 4 年 5 月および 6 月に実施した。調査対象時期は、原則として調査実施時点であるが、年間のデータについては平成 3 年（または 3 年度）を対象とした。
4. 調査方法：全国の労働基準監督署の労働基準監督官が事業場を訪問して調査した。
5. 調査結果：調査結果は、母集団に復元したものを表章している。
(参考) 前回調査は平成 2 年 5 月および 6 月に実施した
※本文中の各表は当編集部で作成した。1～30 人、31～50 人、51～100 人の各規模については、データが未発表である。

(労政時報 1993a：84)

このあと、所定労働時間、所定休日、変形労働時間制、フレックスタイム制、割増賃金率、事業場外労働のみなし労働時間制、裁量労働制、年次有給休暇についての集計が報告される。所定労働時間、所定休日、年次有給休暇については労働者の割合や平均と事業場の割合や平均が両方示されているが、その他の項目については事業場についての割合または平均だけの報告である。

なお、『労働基準広報』（1992）記事では、3 カ月単位の変形労働時間制と事業場外労働のみなし労働時間制と裁量労働制については「実施事業場の実数が少ないため集計されていない」とあり、これらの事項について集計結果を報告する『労政時報』（1993a）や『勤労者福祉情報』（1993）の記事との食い違いがある。

4.4. 1993 年 労働時間総合実態調査

1993 年調査については、『労政時報』（1993b）記事だけがみつかると。この記事では、「労働省が、改正労基法の関係政省令を制定するための参考資料として「労働時間総合実態

調査」をまとめたので概要を紹介する」として、週所定労働時間と割増賃金率の事業場割合と平均のみ報告している。調査の概要は「本年5～6月、全国の1万5000事業場を対象に監督官の聞き取り方式により実施したもの」とのことである。

4.5. 1995年労働時間等総合実態調査

1996年第136回国会において、1995年調査についての答弁がある：

労働省が行いました労働時間等総合実態調査結果、これは平成七年の五月、六月に実施したものでございますが、これによりますと、週四十時間達成事業場の割合は三八・七％というふうになっているところでございます。

(第136回国会 参議院 中小企業対策特別委員会 第3号(1996年3月15日)。労働省労働基準局賃金時間部労働時間課長の発言)

<<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/136/1800/13603151800003a.html>>

第136回国会では、このほか、参議院労働委員会で2月27日と4月9日の2回、1995年調査について、「週四十時間達成事業場の割合は三八・七％」という数値が言及されている。

4.6. 1996年労働時間等総合実態調査

1996年調査について解説した記事・資料はみあたらない。ただし、翌年と翌々年の調査結果をあつかった記事に言及がみられる：

- 1997年調査をとりあげた『労働基準』(1997)：「前回調査は平成八年四月及び五月に行った」
- 1997年調査をとりあげた『女性と労働21』(1997a)：「前年度」調査の結果数値と比較
- 1998年調査をとりあげた『賃金・労務通信』(1998)：1996年調査の結果を併記

4.7. 1997年労働時間等総合実態調査

1997年調査については、『労働基準』(1997)、『労使の焦点』(1997)、『女性と労働21』(1997a, 1997b)に報告が載っている。

女性と労働 21 (1997a) では、概要の説明はつぎのようになっている。

この調査は、週四〇時間労働制移行後の労働時間の実態を把握することを目的として実施したものである。

調査及び調査結果の概要は以下のとおりである。

I 調査の概要

1 調査対象は、労働基準法第 8 条第 1 号から第 6 号まで、第 8 号から第 15 号までおよび第 17 号の業種に該当する主として民営事業場のうちから、業種・規模ごとに都道府県に配分した数を基に、各都道府県労働基準局において無作為に選定した一六、九三二事業場（有効回答率一〇〇%）である。

2 調査は、平成九年五月及び六月に全国の労働基準監督署の労働基準監督官が事業場を訪問する方法により実施し、調査対象期日は、原則として調査実施時点としている。

なお、調査結果は母集団に復元したものを表彰している。

(女性と労働 21 1997a : 55)

このあと、「II 調査結果の概要」では週所定労働時間の状況が報告される（労働者の割合や平均と事業場の割合や平均の両方）。「前年度」の数値も併記している。

これにつづく記事（女性と労働 21 1997b）では、過去の調査の数値は出てこない。

この調査は、今後の労働時間法制及び労働契約等法制の在り方に係る検討に資するため、労働時間、就業規則等の実態を把握することを目的として実施したものである。

(女性と労働 21 1997b : 58)

このあと、ひとつ目の記事と同様の「I 調査の概要」の説明につづき、「II 調査結果の概要（週所定労働時間を除く）」で結果の説明がある。一年単位の変形労働時間制、時間外・休日労働に関する協定について述べたあと、「月間の法定時間外労働の実態」「法定休日労働日数の実態」を「最長の者」「平均の者」について報告している。法定時間外労働、法定休日労働ともに、「月間」の数値だけが報告されている。「日」「週」「年」

などの数値は出てこない。

4.8. 1998 年 労働時間等総合実態調査

1998 年調査については、『賃金・労務通信』の記事だけが見つかる。

昨年 4 月にわが国の労働時間法制は全面的に週 40 労働時間制に入った。労働省がこのほどまとめた労働時間等総合実態調査によると、98 年度の週所定労働時間は、1 事業場平均で 39 時間 4 分、労働者 1 人平均では 39 時間 2 分となり、それぞれ 22 分、16 分の短縮となった。また、来年 3 月 31 日まで週 46 時間の特例措置の対象となっている 1~9 人の商業サービス業 4 業種の 40 時間達成割合は 6 割に達していない状況で、進展が求められる。

[……]

調査の内容

▶ 98 年度「労働時間等総合実態調査」は、週 40 時間制移行後の、その定着状況など労働時間の実態を把握するため労働省(時間課)が実施。

▶ 調査対象は労基法第 8 条の 1~6 号、8~15 号、17 号(表 2 を参照)の業種に該当する民営事業場から一定の方法で選んだ 2 万 930 事業場(うち特例措置対象事業場は 8077 事業場)。

▶ 調査は 98 年 4 月と 5 月に全国の労働基準監督署の監督官が事業場を訪問して実施。原則として 98 年 4 月 1 日時点の実態を調査。調査結果は母集団に還元したものである。

(賃金・労務通信 1998 : 8)

結果については、所定労働時間の「事業場割合」と「労働者割合」を掲載している。表中では 1997 年調査とならべて結果を表示している。文中では、1997 年調査との比較だけでなく、1996 年調査の結果に言及する箇所もある。

4.9. 2000 年 労働時間等総合実態調査

2000 年調査については、『労務事情』(2001)、『先見労務管理』(2001)、『労働基準広報』(2000a, 2000b, 2001) の 3 誌に記事が載っている。

標記調査は、中央労働基準審議会（中基審）における検討用資料として実施されているもので、平成 12 年度版（速報）は、昨年 10 月の中基審で発表された。

12 年度版の調査項目は、① 週所定労働時間、② 時間外・休日労働および深夜労働に関する労使協定締結状況、限度基準の適用状況、割増賃金率、③ 賃金台帳の調製、記入状況等々である。

この種の労働時間に関する大規模調査は、労働省（現在の厚生労働省）の「賃金労働時間制度等総合実態調査」が一般的であるが、本調査は行政の政策立案・推進のためのデータとして利用することを目的としているため、かなり詳細な調査内容となっている。その分、企業の担当者にとってはズバリ知りたいところが集約されているので利用価値は高いといえよう。以下に全文を紹介する（表は一部抜粋）。

（労務事情 2001：22）

「全文を紹介する」となっているので、この記事は、中央労働基準審議会で実際に検討対象となった資料と同一の文章ということだろう。「平成 12 年度版（速報）」となっているので、その後正式の報告書が出た可能性があるが、それはみあたらない。

調査の説明はつぎのとおりである。

I 調査の概要

1 調査対象

調査対象は、労働基準法別表第 1 第 1 号から第 5 号まで、第 6 号のうち林業、第 8 号から第 15 号までおよびその他の事業に該当する主として民営事業場のうちから、業種・規模・地域別事業場数を勘案して対象事業場数（21,079 事業場。なお、特例措置対象事業場は全体のうち 7,968 事業場である）を決定し、具体的な事業場はこれをもとに各都道府県労働局において無作為に選定した。

2 調査方法

調査は、平成 12 年 5 月および 6 月に全国の労働基準監督署の労働基準監督官が事業場を訪問する方法により実施し、原則として平成 12 年 4 月 1 日時点の実態を調査している。なお、調査結果は母集団に復元したものを表章している。

（労務事情 2001：22）

「Ⅱ 調査結果の概要」では「週所定労働時間の状況」「時間外・休日労働に関する労使協定」「時間外・休日労働の限度基準の適用状況」「割増賃金率」「賃金台帳」の順に結果が紹介される。これらのうち、「時間外・休日労働の限度基準の適用状況」が、法定時間外労働の実際の時間を調べた結果である。

4 時間外・休日労働の限度基準の適用状況

※「最長の者」とは、調査月における所定外労働時間が最も多かった労働者のことをいい、「平均の者」とは、調査月において最も多くの労働者が属すると思われる所定外労働時間の層に属する男性労働者のことをいう。

（労務事情 2001：29）

「平均の者」という用語について、「調査月において最も多くの労働者が属すると思われる所定外労働時間の層に属する」労働者とする定義が、ここではじめて出現する。ただし、ここでは「男性労働者」に限定されている。「最長の者」には性別の限定はないので、「平均の者」だけについて、男性に限定して調査していることになる。そのあとの注釈では「通常の労働者」の定義について、1年単位の変形労働時間制の対象労働者のほか、旧女性保護規定対象者を除く、となっているので、その関係ということのようだ。さらにそのあとには「なお、平成10年度の数値は、男性労働者について行った調査結果である」とある（労務事情 2001：29）。

法定時間外労働については、「1週」「月間」「年間」について、限度基準（それぞれ15時間、45時間、360時間）を超える割合が、前回（1998年調査）の数値と比較をまじえて、文章で列挙されている（労務事情 2001：29-30）。このときの「1週」を調査対象期間からどうやって選んだかの説明はない。また「1日」の数値は出てこない。

このほか、厚生労働省作成のパンフレット『所定外労働の削減に向けて：「所定外労働削減要綱」概要』（日付記載がないがおそらく2001年）に、データ源が「労働省「平成12年度労働時間等総合実態調査」」となっているグラフが出てくる（厚生労働省 n.d.：3）。「所定休日労働の実績（月間）」というタイトルのグラフである。

4.10. 2002年労働時間等総合実態調査

2004年9月28日の第35回労働政策審議会労働条件分科会資料に「平成14年度労働

時間等総合実態調査結果」がふくまれている。

本調査は、週所定労働時間や時間外・休日労働及び深夜労働の割増率の状況等を把握することを目的として、実施したものである。

〔……〕

調査対象は、労働基準法別表第 1 第 1 号から第 5 号まで、第 6 号のうち林業、第 8 号から第 15 号まで及びその他の事業に該当する主として民営事業場のうちから、業種・規模・地域別事業場数を勘案して対象事業場数（14,931 事業場。）を決定し、具体的な事業場はこれをもとに各都道府県労働局において無作為に選定した。

〔……〕

調査は、平成 14 年 4 月及び 5 月に全国の労働基準監督署の労働基準監督官が事業場を訪問する方法により実施し、原則として平成 14 年 4 月 1 日時点の実態を調査している。

なお、調査結果は母集団に還元したものを表章している。

（厚生労働省 2004）

結果の説明および結果表においては、たとえば「週所定労働時間が 40 時間以下である労働者の割合」なども示されており、事業場数でみた割合だけでなく、労働者数による割合の表示もおこなわれている。

「法定時間外労働の実績」に関する説明はつぎのとおり：

「最長の者」とは、調査月における所定外労働時間が最も多かった労働者のことをいい、「平均の者」とは、調査月において最も多くの労働者が属すると思われる所定外労働時間の層に属する労働者のことをいう。

（厚生労働省 2004）

労働法令通信（2005）は、2002 年調査について、「週所定労働時間の状況」「時間外・休日労働に関する労使協定」の結果のあと、「時間外・休日労働の実績」「割増賃金率」をとりあげている。これらのうち、時間外労働については、「一週」「一箇月」「一年」の時間外労働の実績を、「最長の者及び平均の者」について述べている。

労政時報（2002）は、2002年調査の結果を、「時間外・休日労働に関する労使協定」「延長時間の設定状況」「1ヵ月（4週）の法定休日日数の限度日数」「労働時間数の把握状況」について、図表を中心に示している。時間外労働の実態に関する項目はあつかっていない。

4.11. 2005年労働時間等総合実態調査

労働基準局長通達

一連の調査のなかで、実施当時の事情がいちばんこまかくわかっているのが、2005年調査である。これは、この調査のための調査票や調査要領をふくむ通達「労働時間等に関する調査的監督について」が、全国労働安全衛生センター連絡会議のサイト「情報公開推進局」(<http://www.joshrc.org/~open/doc/a05.htm>)で公開されていることによる⁽³⁾。

この通達によれば、調査の目的と方法はつぎのように指示されている。

今後の労働時間法制の検討に必要な時間外労働及び休日労働の実態、割増賃金率の状況、裁量労働制の実態等を把握するため、労働時間等に関する調査的監督を平成17年度に実施するものである。

〔……〕

3 実施時期

平成17年4月から7月とする。

〔……〕

5 対象事業場

- (1) 本調査的監督の対象とする業種別、規模別の事業場数は、全局計で別紙3の1「労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（全国）」に掲げるものであること。
- (2) 各局別調査的監督対象事業場数は、別紙3の2「労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）」に掲げるものであること。
- (3) 対象事業場は、国、地方公共団体、独立行政法人及び日本郵政公社を除く民営事業場の中から無作為に選定すること。ただし、裁量労働制に係る事業場数を一定数確保するため、企画業務型裁量労働制導入事業場及び専門業務型裁量労働制導入事業場を優先的に選定すること。

6 実施に当たって留意すべき事項

- (1) 本調査の監督は、臨検監督により実施すること。また、労働基準法等関係法令違反等が認められた場合は、所要の措置を講ずること。

(情報公開推進局 2005 : 2)

「調査的監督は、臨検監督により実施する」とあり、単なる調査ではないことが明記されている。法令違反があれば、当該企業にとっては不利益となる「所要の措置」をとることが予定されている、強制力を持った労働監督業務の一環なのである。これは、回答者が事実を正直に答えない誘因が組み込まれた調査だということでもある。

対象の事業場数を定める「別紙3の1」は、図1のような内容である。業種26区分と事業場規模6区分とを掛け合わせて156の層をつくり、それぞれに抽出事業場数を割り当てている。100人以下の規模の事業場については、ほとんどの業種で、各セル80-83事業場を対象とすることになっている。つまり、各層から一定の数の事業場を確保する計画だったことがわかる。100人をこえる規模になると、かなりすくない調査対象数のところが出てくる。たとえば「理美容業」や「その他の保健衛生業」では301人以上規模の事業場はひとつも調査しないことになっている。全部の層をあわせた抽出事

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数(全国) 別紙3の1

業 種	規 模	抽出事業場数					
		計	301人以上	101-200人	51-100人	11-50人	1-10人
製造業、建設、交通、水 道、電気、ガス、熱、気 体、蒸気、冷温水供給 施設、ガス、熱、気体、蒸 気、冷温水供給施設	497 56	82	83	83	83	83	83
化学、医薬、印刷、出版、 映像、印刷、出版、録 音、放送用記録	497 88	82 84	83 283	83 112	83 14	83 12	83
電気、ガス、熱、気体、蒸 気、冷温水供給	441	63	72	80	77	76	74
その他の製造業	488 27	60 27	76	83	83	83	83
建設業	207	5	11	27	60	77	79
交通業	479 60	82 11	81	83	83 11	83 112	83 11
電気、ガス、熱、気体、蒸 気、冷温水供給	441	63	72	80	77	76	74
化学、医薬、印刷、出版、 映像、印刷、出版、録 音、放送用記録	479 27	58 31	83	82 12	82	83	83
電気、ガス、熱、気体、蒸 気、冷温水供給	441	63	72	80	77	76	74
その他の製造業	208	14	30	82	81	79	82
化学	487 184	77 174	82 116	83 111	83 111	83 111	83 111
化学工業	490 101	78 118	82 111	83 111	83 111	83 111	83 111
化学工業	217	50	70	81	82	83	83
その他の製造業	468 116	60 70	82 81	82 72	82 11	83	83
建設、電気業	497 101	78 126	81 171	83 67	82 112	83 145	83
建設業	272	4	4	11	76	82	83
化学、電気業	479 18	11	11	12	12	12	12
化学、電気業	481 79	71 121	82 129	83 112	83 11	83 11	83 11
化学、電気業	497 11	83 11	82 14	83 12	83 83	83 83	83 83
化学、電気業	497 11	79	79	83 112	83 83	83 83	83 83
その他の製造業	240	0	33	83	81	81	82
理美容業	474	69	79	83 11	83	83	83
理美容業	474 11	12	12	83 11	83 83	83 83	83 83
その他の保健衛生業	437 11	28	80	83 11	83 83	83 83	83 83
医療業	488	79	79	82 11	82 82	82 82	82 82
その他の保健衛生業	437 11	28	80	83 11	83 83	83 83	83 83
計	(1,681, 2,047)	1,044 1,044	1,111 2,033	1,111 1,111	1,111 1,111	1,111 1,111	1,111 1,111

注：() 内は抽出事業場数のうち調査対象事業場数を示している。

(参考)

調査対象事業場のうち専門業務型労働時間法を適用している事業場数	933
---------------------------------	-----

(情報公開推進局 2005 : 別紙 3 の 1)

図 1 : 2005 年「労働時間等総合実態調査」標本構成 (全国)

業場数は 11,663 である。

図 1 下端には「参考」という欄があり、「監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数」が 933 と書いてある。対象事業場 11,663 のうち、933 は、専門業務型裁量労働制を導入している事業場に限定せよということである。この 933 の事業場については、業種や規模は指定していない。

企画業務型裁量労働制導入事業場については、層別にわけた事業場数の隣の () 内になを指定している。たとえば「金融・広告業」(9号)については、491 事業場を対象にすることになっているが、そのうち 122 は、企画業務型裁量労働制を導入していることを条件とする。この 122 事業場は、さらに事業場規模によって細分されており、301 人以上規模の事業場から 26、101-300 人から 23、31-100 人から 47……などのように抽出することになっている。

別紙 3 の 2 は、これら対象事業場を各労働局に割り振る指示である。滋賀労働局の例を図 2 に示す。この図では、抽出する事業場は全部で 101 である。これらを 156 層のどこからいくつとるかがいちいち指示されている。ほとんどのセルは 0 か 1 であり、3 か所だけが 2 事業場となっている。ただし、5 つのセルについては企画業務型裁量労働制導入事業場を 1 つとるよう () 内に指示されている。さらに、欄外の指示によれば、全

労働時間等に関する調査の監督対象事業場数(各局別) 別紙3の2

— 滋 賀 県 —

業 種	層 別	事業場数									
		計	301人以上	101-300人	31-100人	10-30人	1-9人	1-9人	1-9人	1-9人	1-9人
1	農林業、漁業、畜産、林業、水産、加工・製造、建設、流通、情報、サービス、その他	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	化学、薬業、鉄鋼、金属、窯業、一部繊維、電気設備、輸送、運輸	8	(1)	2	(1)	2	(1)	1	(1)	1	1
4	電気、ガス、水道業	5	0	1	1	1	1	1	1	1	
4	公共的団体	6	1	1	1	1	1	1	1	1	
4	建設業	1	0	0	0	0	0	1	0	0	
4	印刷業	4	0	1	1	1	1	0	0	0	
4	採石、土石、大塚、製炭業	4	0	1	1	1	1	0	0	0	
4	建設用物資製造業	2	0	1	1	0	0	0	0	0	
4	建設用物資流通業	5	0	1	1	1	1	0	0	0	
4	建設用物資業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
4	印刷業	2	1	0	0	1	0	0	0	0	
4	化学業	6	2	1	1	1	1	1	0	0	
4	建設業	3	0	0	0	1	1	1	0	0	
4	公共的団体	1	0	0	1	0	0	0	0	0	
4	印刷、広告業	4	1	0	1	1	1	0	0	0	
4	建設、金属業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
11	製造業	5	1	0	1	1	1	1	1	1	
11	化学業	5	(1)	1	1	1	1	1	1	1	
11	建設業	2	(1)	1	1	0	1	0	0	(1)	
14	公共的団体	3	0	1	1	1	1	1	1	1	
14	公共的団体	4	0	1	1	1	1	1	1	1	
14	印刷業	4	0	0	1	1	1	0	0	0	
14	印刷業	2	0	0	1	1	1	1	1	1	
14	公共的団体	6	0	1	1	1	1	0	0	0	
14	印刷業、大塚	2	0	1	1	0	1	0	0	0	
17	公共的団体	4	(1)	0	1	0	1	(1)	0	0	
計		101	(3)	11	10	13	13	13	13	13	

() : 監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

(参考)

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	12
---------------------------------	----

(情報公開推進局 2005: 別紙 3 の 2)
図 2: 2005 年「労働時間等総合実態調査」標本構成 (滋賀県)

101 事業場のうち、12 は専門業務型裁量労働制を導入している事業場にしなければならない。ほかの全国 46 の労働局それぞれについても、これとおなじ様式による指示がつけられている。

「時間外労働の実績」の調査方法は、つぎのようになっている。

「調査対象月の時間外労働が最長の者」は、各属性ごとに調査対象月における月間の時間外労働が最長の者を選択し、各項目の実績を調査すること。「平均的な者」とは、最も多くの労働者が属すると思われる時間外労働時間数（0 時間の者も含む。）の層に含まれる労働者をいうものであること。

（情報公開推進局 2005：別紙 2 p. 5）

この指示を実行するには、時間外労働時間数をあらかじめいくつかの層に分けておく必要がある。しかし、「層」のわけかたについては、指定がない。

この指示に対応する調査票の項目（情報公開推進局 2005：別紙 1 p. 7）は表形式になっており、「調査対象月の時間外労働が最長の者」「調査対象月の時間外労働が平均的な者」のそれぞれの、

- 「1 日の時間外労働の最長時間数」
- 「1 週の時間外労働の最長時間数」
- 「月間の時間外労働数」
- 「年間の時間外労働数」

について、「所定労働時間超」と「法定労働時間超」の時間を、分の単位まで記入するようになっている。

裁量労働制の場合の「労働時間の状況」については、つぎのような指示である。

法第 38 条の 3 第 1 項第 4 号又は第 38 条の 4 第 1 項第 4 号に規定する労働時間の状況として把握した時間のうち、最長の者及び平均的な者の状況を記入すること。

（情報公開推進局 2005：別紙 2 p. 9）

「法」とは労働基準法のことであり、裁量労働制を適用する際の必要条件としての「労働時間の状況に応じた当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置」などのことを

指している。

調査票では、裁量労働制の「労働時間の状況」は表形式で記入するようになっている。「労働時間の状況として把握した時間」のうち、「最長の者の状況」「平均的な者の状況」を、専門業務型裁量労働制と企画業務型裁量労働制それぞれについて、「1日____時間____分」のかたちで記録する。

裁量労働制の「労働時間の状況」について「最長の者」「平均的な者」をどう選ぶかは、この通達には指示がない。ただし、2018年に厚生労働省が国会に提出した文書によれば、2005年調査に際して、裁量労働制の場合の「最長の者」「平均的な者」の選びかたについて兵庫労働局から質問があったこと、「最長の者の取り方としては、たとえ瞬間的なものであっても、1日で見ても最も長い人の労働時間を書く」「平均的な者も1日で見ても多くの労働者が属すると思われる労働時間の層に含まれる労働者の労働時間を書く」ように回答したことがあきらかになっている（民進党2018a）。つまり、一般労働者の場合のように月間の時間外労働に着目して「人」を選ぶ選びかたではなく、月間のすべての日の労働時間の状況のなかから最大値と最頻値をとればよい、ということのようである。この回答が全国の監督官にどの程度伝わっていたかはわからない。

労働政策審議会の資料と議事録

2006年3月15日の第52回労働政策審議会労働条件分科会資料に「平成17年度労働時間等総合実態調査結果」がふくまれている（資料No.2）。調査対象と調査方法の説明はつぎのようになっている。

1 調査対象

調査対象は、労働基準法別表第1第1号から第5号まで、第8号から第15号まで及びその他の事業に該当する主として民営事業場のうちから、業種・規模・地域別事業場数を勘案して対象事業場数（11,670事業場）を決定し、具体的な事業場はこれをもとに各都道府県労働局において無作為に選定した。ただし、裁量労働制に係る事業場数を一定数確保するため、専門業務型裁量労働制導入事業場及び企画業務型裁量労働制導入事業場を優先的に選定した。

2 調査方法

調査は、平成 17 年 4 月から 7 月に全国の労働基準監督署の労働基準監督官が事業場を訪問する方法により実施し、原則として平成 17 年 4 月 1 日時点の実態を調査している。

なお、調査結果は母集団に復元したものを表章している。ただし、表 47 以降の裁量労働制に係る調査については実数に基づく調査結果である。

(厚生労働省労働基準局 2006a)

抽出した事業場数が 11,670 となっており、上記の通達における 11,663 (情報公開推進局 2005) と食い違っている。また、調査方法については「労働基準監督官が事業場を訪問する方法により実施」とだけ書かれている。この記述からは、強制力を持つ監督業務の一環であったことはわからない。

「時間外・休日労働の実績」の項目については、つぎの説明がある。

「最長の者」とは、調査対象月における月間の時間外労働が最長の者のことをいい、「平均的な者」とは、調査対象月において最も多くの労働者が属すると思われる時間外労働時間数の層に含まれる労働者のことをいう。

(厚生労働省労働基準局 2006a)

裁量労働制の「労働時間の状況」に関して「最長の者」「平均的な者」の定義はない。

この冊子が労働政策審議会で紹介された際には、労働時間等総合実態調査そのものについての説明がなかったようである。そのため、委員から「本日の資料は、いわゆるアンケート等を通じた統計資料ばかりで、本当にいまの実態を表わすようなものになっていないのではないか」(厚生労働省労働基準局 2006b: 小山委員発言)との疑問が出た。これに対して、監督課長が次のような説明を追加している。

私の説明がちょっと具合悪かったのかなと思いますが、資料 No. 2「労働時間等総合実態調査結果」はアンケートではなくて監督署でやった調査で、私どもが見にきてきた結果です。

第 52 回労働政策審議会労働条件分科会議事録 (厚生労働省労働基準局 2006b)

その他の文献

2005年調査の情報は、このほか3誌(労働法令通信 2006; 賃金事情 2006; 労政時報 2006)に出ている。『労政時報』記事では、対象事業場のサンプリングに関して、つぎの記述がある。

本調査では、調査対象事業場の規模別(1~9人/10~30人/31~100人/101~300人/301人以上)構成割合がおおむね同じになるように選定されている。このため、平均値算定等では、相対的に中小規模企業のウエートが高くなっている点に留意していただきたい。

(労政時報 2006: 99)

事業場の規模別構成割合がおおむね同じというのは、図1で見たような、各層からほぼ一定数を抽出するサンプリングに対応している。しかし、「中小規模企業のウエートが高くなっている点に留意していただきたい」という注釈は不可解である。この調査の結果報告は、裁量労働制に関する結果をのぞき、ウエイト付けして母集団を復元したかたちで数値を出しているからだ。数値を解釈するにあたって特段の「留意」は必要なく、そのまま母集団の値を推定しているものと考えてよいはずである。

中川(2006: 178)の2005年調査紹介では、「週および1日あたりの労働時間についても調査している」との記述がある。

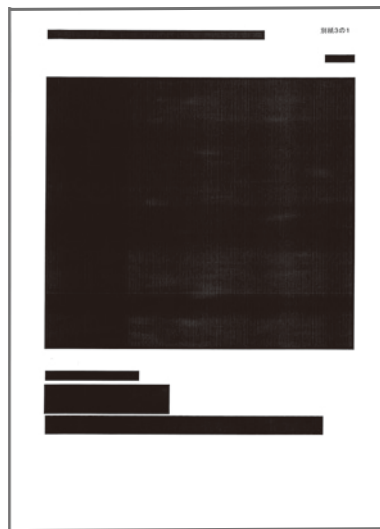
4.12. 2013年労働時間等総合実態調査

本稿冒頭で述べたように、2013年調査は、裁量労働制で働く労働者の労働時間は短い、とする2018年1月29日首相答弁をきっかけに国会で問題化した。国会でのいわゆる「働き方改革」法案の審議と並行して、この調査に関する問題点が洗い出され、さまざまな内部資料が表に出ることになった。結果として、データの精査、撤回、再集計に至っている(厚生労働省労働基準局 2018a)。なお、2018年2月19日に厚生労働省から2013年調査の電子データ(精査前)の一部が提出されたので、それを使っての再分析が可能である(田中 2018a)。

この調査実施のための通達は2018年2月19日に厚生労働省が国会に提出した資料(民進党 2018b)にある。この資料は、大部分が塗りつぶされていて、内容がわからない。

たとえば標本構成が載っているはずの「別紙 3 の 1」は、図 3 のように黒塗りである。ただし、時間外労働などの調査項目に関連する部分は読めるようになっており、そこから部分的に内容を知ることができる。なお、情報公開推進局（2013）にもこの調査に関する通達があるが、調査票、調査要領などがほぼ全面的に黒塗りであるため、わかる情報はほとんどない。

この資料（民進党 2018b）の読める箇所から、内容を確認しておこう。調査に関する指示は 2005 年調査（情報公開推進局 2005）とよく似ているが、実施時期は「4 月から 6 月」となっている。対象事業場については、裁量労働制導入事業場を優先的に選定するほか、「中小事業主又は中小事業主でない事業主の事業場のいずれかに偏らないよう選定すること」という指示がある。これは、調査の目的として、月 60 時間を超える時間外労働に対する割増賃金率引き上げの中小企業に対する適用猶予措置に関する検討が言及されていることに対応するものようである。ただし、実際の標本抽出において、中小事業主かどうかをどのように考慮されたかは定かでない（標本構成を示す別紙 3 の 1 と別紙 3 の 2 は黒塗りになっている）。また、「実施に当たって留意すべき事項」として、「本調査的監督は、臨検監督により実施すること。また、労働基準法等関係法令違反等が認められた場合は、所要の措置を講ずること」となっている。



（民進党 2018b：別紙 3 の 1）

図 3：2013 年「労働時間等総合実態調査」標本構成（全国）

2013年調査の結果は、2013年10月30日の第104回労働政策審議会労働条件分科会に「配布資料2-1」（厚生労働省労働基準局2013a）として提示された。資料中の調査方法などの説明は、2005年調査の公表冊子（厚生労働省労働基準局2006a）とよく似ている。調査対象の選定についての説明は2005年調査と同様である。調査対象選定にあたって中小事業主かどうかを考慮したことの記述は、この資料にはない。「時間外労働・休日労働の実績」の項における「最長の者」「平均的な者」の説明も2005年調査と同様である。裁量労働制の「労働時間の状況」に関しては、「最長の者」「平均的な者」の定義はない。

議事録によると、説明はつぎのとおり：

あわせて、その際に検討のベースとして調査的監督と一般に言われるもの、すなわち労働基準監督官が全国の無作為抽出した事業場に足を運び、労働時間の実態調査をやっているので、第2回目の調査審議の際、事務局からとりあえずの集計結果を御報告申し上げたいということを申し上げたところでございます。

〔……〕

「1 調査の対象」は、6号の農林と7号の畜産・水産等を除いた労働基準法上の適用対象となる民営事業場ですので、地方公共団体等は対象にしておりませんが、それらのうちから、業種・規模・地域別事業場数を勘案して、対象事業場数を局ごととどのように割り振るかを本省において決め、さらに具体的な事業場は各地方局において無作為に選定したということでございます。

ただし、このやり方ですべての調査を行いますと、裁量労働制の実施事業場はそもそも限られておりますので、その数を一定確保するために、専門業務型裁量労働制と企画業務型裁量労働制を導入されている事業場に関しては優先的に選定している経緯がございます。

「2 調査方法」です。

調査は、1万1,575事業場を対象に、本年の4月から6月に、全国の労働基準監督署の労働基準監督官が実際に事業場を訪問し、臨検監督する手法によって実施しております。調査時点は、原則として平成25年4月の実態を把握しているものでございます。

〔……〕

今回、労働基準法の月 60 時間超の法定の割増賃金率が、大企業と中小企業で分かれる形になりましたので、大企業、中小企業別の集計というのを相当数の項目において行っているところがございます。

第 104 回労働政策審議会労働条件分科会議事録（厚生労働省労働基準局 2013b）

このあと、調査結果について、おなじ「資料 2-1」に基づいて説明がおこなわれる。裁量労働制が適用される労働者の「労働時間の状況」の測定に関しては、つぎのような説明である。

「3) 労働時間の状況」で違和感を持たれる委員もいらっしゃるかもしれませんが、※印にも書いていますように、「労働時間の状況として把握した時間」は、指針等に書かれております健康・福祉確保措置等を講ずる観点から、入退室の時刻等を把握していただいておりますけれども、そうした形で把握した時間も含めた把握できる範囲の数字ということで見えていただければと存じます。

その上で、「1 専門業務型裁量労働制（最長の者及び平均的な者）」でございますが、ここで言う「最長の者」というのは、1 日の平均時間が最長の方の最長の日ということで見えていただければと思います。それが 12 時間 38 分。平均的な者の平均値のほうは 9 時間 20 分ということです。

「2 企画業務型裁量制」は、最長の者は前回より 34 分減少して 11 時間 42 分。平均的な者が前回より 8 分減少して 9 時間 16 分ということでございます。

第 104 回労働政策審議会労働条件分科会議事録（厚生労働省労働基準局 2013b）

この説明では「1 日の平均時間が最長の方の最長の日」となっているが、これは実際の調査内容とちがっている可能性がある。実際の調査票（民進党 2018b）では、この項目は、「労働時間の状況として把握した時間のうち、最長の者の状況」としか記載されていない。2005 年調査の際の同様の項目については、4.11 節で説明したように、平均時間が最長の者であるかどうかにかかわらず、調査対象期間内の最長記録を採用するよう指示があった（民進党 2018a）。もっとも、この回答が 2013 年調査にあたってあらためて周知されたわけでもないようであり、現場の監督官がこれに本当にしたがっていたかどうかはわからない。

この第104回の会議で委員から出た質問について、次回の第105回労働政策審議会労働条件分科会（2013年11月18日）において、資料「委員からの質問事項について」（厚生労働省労働基準局2013c）が配布されている。この資料について、議事録には「裁量労働制の実施事業場以外に関しては、事業場センサスによって現実の産業別の雇用者数の分布等に復元して集計してデータを御報告したところです」（厚生労働省労働基準局2013d）という説明がある。しかし、公表冊子（厚生労働省労働基準局2013a）の説明では、母集団にあわせて復元されているのは、事業場数の分布だけである。「雇用者数の分布等に復元」した数値は、公表冊子には載っていない。

このほか、2013年調査の情報は『賃金事情』（2014）にも載っている。2018年2月以降にあきらかになった情報については、厚生労働省監察チーム（2018）のほか、各種報道による情報を参照されたい。

4.13. その他

笹川（1992）は、1991年におこなわれた「監督指導結果」の内容を紹介している⁽⁴⁾。特に名称はついていないが、全国の労働基準監督署が7791事業場を対象に調査したものである。1990年労働時間総合実態調査にくらべて5-6割程度の規模である。業種と事業場規模を組み合わせ設定した層別におよそ63-69ずつの事業場を選定するサンプリングになっており、その点の発想は2005年調査と共通している。

5. ま と め

5.1. 労働時間（等）総合実態調査の歴史と政策利用

以上の文献調査から、最初の「労働時間総合実態調査」は1986年だったことがわかる。それ以来、すくなくとも12回にわたって調査がおこなわれてきた（表1）。1994年については、調査がなかったという確証はない。しかし、1987-1989年、1991年、1999年、2001年、2003-2004年、2006-2012年については、それ以降の調査の報告での言及状況から、調査がなかったことがわかる。ただ、笹川（1992）が書いているように、「労働時間総合実態調査」がない年にも、無作為抽出の監督業務を全国でおこなっていた例（1991年）がある。調査がなかった年にも政府が同様のデータをとっていた可能性は否定できない。

表 1: 「労働時間総合実態調査」「労働時間等総合実態調査」の歴史

年	期間	基準時点	事業場数	国会 [†] と審議会での利用
1986	4-5月	原則として調査実施時点	13,600	中央労働基準審議会(労働時間部会8月21日) 107回国会(衆議院決算委員会12月9日) 109回国会(1987年衆議院本会議8月21日; 参議院社会労働委員会9月10日) 112回国会(1988年参議院社会労働委員会3月31日) 126回国会(1993年衆議院決算委員会2月22日)
1990	5-6月	原則として調査実施時点	14,039	中央労働基準審議会(10月4日) 120回国会(衆議院社会労働委員会3月8日) 123回国会(1992年参議院労働委員会5月28日)
1992	5-6月	原則として調査実施時点	13,998	中央労働基準審議会 126回国会(1993年衆議院決算委員会2月22日)
1993	5-6月	不明	15,000	不明
1995	5-6月	不明	不明	136回国会(参議院中小企業対策特別委員会3月15日; 参議院労働委員会2月27日, 4月9日)
1996	4-5月	不明	不明	不明
1997	5-6月	原則として調査実施時点	16,932	不明
1998	4-5月	原則として4月1日	20,930	不明
2000	5-6月	原則として4月1日	21,079	中央労働基準審議会(10月) 154回国会(2002年衆議院予算委員会2月22日; 参議院予算委員会3月15日)
2002	4-5月	原則として4月1日	14,931	労働政策審議会(第35回労働条件分科会) 163回国会(2005年衆議院厚生労働委員会10月25日)
2005	4-7月	原則として4月1日	11,670*	労働政策審議会(第52回労働条件分科会)
2013	4-6月	原則として4月1日	11,575**	労働政策審議会(第104-106回労働条件分科会) 186回国会(2014年衆議院厚生労働委員会6月4日) 189回国会(2015年衆議院予算委員会2月20日) 192回国会(2016年参議院厚生労働委員会11月17日, 衆議院厚生労働委員会12月2日) 193回国会(2017年衆議院予算委員会1月27日)

* 計画標本では11,663事業場となっていた(情報公開推進局2005:別紙3の1)。

** 11,575件のデータのうちすくなくとも6件は重複して入力されていたことがわかっている(田中2018b)。

† 国会については、特定年の調査の具体的な結果が言及されたもののみ。2018年1月以降の国会審議は省略した。

名称は1993年まで「労働時間総合実態調査」であり、1995年から「労働時間等総合実態調査」と呼ばれるようになった。なぜ名称に「等」が追加されたかはわからない。

表1には、ここまで述べてきた中央労働基準審議会、労働政策審議会での利用のほか、国会会議録から、特定年の調査の具体的な結果が言及された衆参本会議と委員会を掲載

してある。ここからもわかるように、労働時間（等）総合実態調査は、政府の現状認識をかたちづくるとともに、労働政策を根拠づける役割を果たしてきた。特に1990年の調査結果は、労働省の政省令改正要綱の諮問案において、直接的に根拠資料として使われている（労働基準広報1990）。

5.2. 調査に関する情報公開とその問題点

これらの一連の調査については、1990年調査（労働省1991）をのぞけば、報告書が刊行されていない。調査結果や「速報」が審議会に提供されたり業界誌や書籍で紹介されるほかには、調査設計、実施、分析結果にいたる情報を統一的に把握する手段は提供されていない。1995年と1996年の調査に関してはこれらの情報すらなく、国会での答弁や他調査報告での言及を通じてかろうじてその存在がわかるだけである。

ほとんどの年次で、前回または前々回の調査結果との比較をまじえて報告がおこなわれている。しかし、前回・前々回とくらべて調査方法がどう変わったのか、比較可能性がどれくらいあると考えてよいかといった検討はほとんどない。唯一、2000年調査の報告（労務事情2001：29）において、性別のちがいについての言及があるだけである。

調査の方法については、「労働基準監督官が事業場を訪問して調査した」などのように書いてあるだけで、調査実施方法はほとんどわからない。「臨検監督」であったことは、2013年調査の結果を労働政策審議会において報告した際（厚生労働省労働基準局2013b）に、口頭で述べられていただけである。この際に審議会に配布された冊子（厚生労働省労働基準局2013a）には、「臨検監督」あるいは「調査的監督」であったことの説明はない。これ以前の調査についても同様であり、公開されてきた資料のなかには「労働基準監督官が事業場を訪問して調査した」といった内容以上の説明はない⁽⁵⁾。実際、2005年調査の結果が労働政策審議会に報告された際には、通常のいわゆるアンケート調査による結果だという誤解が生じていた（厚生労働省労働基準局2006b）。

5.3. 労働時間測定の問題

本稿冒頭で述べたように、2018年2月以降、国会では2013年労働時間等総合実態調査が集中的に審議された。事態を大きく動かしたのは、一般労働者の「平均的な者」の1日の時間外労働データの問題だった（贅川2018a）。「1日」の時間外労働は2005年調査以降、「1週」の時間外労働は2000年調査以降調べられていたようである（ただし、

それ以前の調査にもこれらの項目があった可能性はのこる)。しかし、これらの過去の調査のいずれについても、その1日または1週をどのように選んだかという説明は(情報公開請求による文書(情報公開推進局 2005)をのぞいて)公表されていなかった。実際には調査対象月のなかで最も時間外労働が多かった日や週を選んだ数値だったが、そのことがわからないかたちで調査結果が報告されてきたのである。

時間外労働が「平均的な者」という用語も、国会で問題となったことのひとつである。「平均的であった男子労働者」の時間外労働の「月間」の時間数という項目は、第1回の1986年調査にすでにふくまれていた。しかし、1986年や1990年の調査報告には、何をもって「平均的」と判断したのかの説明はない。「調査月において最も多くの労働者が属すると思われる所定外労働時間の層に属する」者とする定義がはじめてあらわれたのは、2000年調査のときである。なお、この指示にしたがって「平均的な者」を特定するには、時間外労働時間数を「層」にわけておかなければならない。しかし、いったいどのようなわけかたをしたのかは、今日までわかっていない。

厄介なことに、2005年、2013年調査においては、裁量労働制適用者の「労働時間の状況」についても、「平均的な者」「最長の者」という用語が使われている。これらについては、公表冊子(厚生労働省労働基準局 2006a, 2013a)には定義がない。しかし、2005年調査実施時の資料によれば、裁量労働制ではたらく労働者については、「人」によるちがいを捨象して、毎日の「労働時間の状況」の記録から最頻値と最大値を選ぶ趣旨だったようだ(民進党 2018a)。

「平均的な者」「最長の者」に関するこのような定義を、公表されていた情報から復元することはできない。調査にあたった監督官にとっても、実際に回答した事業場の労務担当者等にしても、こうした独特の用語法を完全に理解して調査にのぞむことはむずかしかっただろう。自由民主党プロジェクトチームも、データの誤りを引き起こした要因として、用語をふくむ調査設計の複雑さを指摘している。

調査項目や設問、設問中の用語(「最長の者」「平均の者」等)は、回答するのが困難な程度に多く、複雑であり、また回答に労働法令の知識も必要である。監督官が調査を行うことで補っている面はあるが、誤記入の原因のひとつとも考えられる。

(自由民主党 2018: 2)

関連する事柄として、1990年調査や2005年調査は、時間外労働の項目に、「法定労働時間超」とは別に「所定労働時間超」の欄を設けていた（情報公開推進局2005：別紙1 p.7）ことを指摘しておきたい。法定の限度（通常は1日8時間）を下回る所定労働時間を決めている事業場はかなり多く、そのような事業場では法定労働時間の範囲内で残業がおこなわれることがありうる。そのような場合にも残業時間を測定する調査設計になっていたのである。しかし、2013年調査では、この欄はなくなり、「法定労働時間超」の労働時間しか測らなくなった。国会で使われた裁量労働制適用者と一般労働者の比較データでは、一般労働者の法定時間外労働に8時間を足して「実労働時間」を求めようとしていた（上西2018：3）。もし「所定労働時間超」の労働時間の設問を2013年調査でも残していたなら、このような乱暴な計算をする必要はなかっただろう。1990年調査での「月間最長者の、調査対象月において時間外労働が最長であった日」（労働省1991：39）のような表現が引き継がれてこなかったことなどもふくめて、踏襲すべき前例を踏襲してこなかった側面もあるのだ。これは厚生労働省監察チーム（2018）が見落としていたポイントである。

5.4. 調査対象事業場の抽出とその管理

調査対象の事業場は、いずれの年次も、地域・規模・業種の層別に抽出している。層によって抽出確率がちがうため、そのまま分析するのではなく、層別にウェイト付けして母集団を復元した集計結果を報告している。2002年調査までは、労働者人数についての分布を復元した集計も出していた。2005年以降は、事業場数の分布を復元した集計だけとなる。ただし、1990年、2005年、2013年の調査では、裁量労働制導入事業場を優先的に選定したため、裁量労働制に関する項目については、ウェイトを調整しない集計結果だけである。これに対して、一般労働者について、ウェイト付けのない集計表が公表された例は、国会審議に関わって厚生労働省が2018年2月に開示した集計表（上西2018：5-6）以外には確認できない。

層別の標本構成がわかるのは、1990年と2005年の調査だけである。それによれば、業種×事業場規模でわけた各層に、ほぼ同数（2005年調査では80-83程度）の事業場を割り当てている。笹川（1992）の紹介する監督指導の事例でも（事業場数は小さいが）似た割り当て方法をとっている。おそらく、労働省がこの種の調査をするときには、伝統的におなじやかたをとってきたのだろう。

2005 年調査においては、裁量労働制導入事業場を優先的に抽出していた。これらは層別に決めた割り当ての内数になっている。たとえば図 2 をみると、滋賀県では「教育・研究業」で「1~4 人」規模の層から 1 つ事業場を選ぶことになっているが、これは企画業務型裁量労働制導入事業場からとらないといけない。このほか 4 つの層に企画業務型裁量労働制導入事業場が割り当てられている。これで、滋賀県の調査対象 101 事業場のうちの 5 つである。さらに、これとは別に、専門業務型裁量労働制導入事業場を 12 選ぶ（どこの層からでもよい）。これらをあわせると、滋賀県での調査対象の 17% を裁量労働制導入事業場が占めることになる。この比率は都道府県によってちがいが、東京都では 44%、島根県では 2% である（情報公開推進局 2005：別紙 3 の 2）。つまり、地域によって、裁量労働制導入事業場がたくさん選ばれてそれ以外の事業場が過少になる場合もあれば、そういう影響をほとんど受けない場合もある。

もし、このような複雑なサンプリング過程で生まれる抽出確率のちがいをすべて考慮したウェイト付けができていたなら、集計結果に偏りは生じない。しかし、実際にそのようなことができていたとは考えにくい。現に、裁量労働制に関する項目については、ウェイト付けをせずに集計している（厚生労働省労働基準局 2006a, 2013b）のであるから、抽出確率は計算できていなかったと考えたほうがいだろう。いずれにせよ、どのような方法でウェイトを計算したかが公表されていないので、検討しようがないのである。

さらに、このような複雑な層別割り当てが、現場で実際に守られていたかという問題がある。2013 年調査では、回収した調査票のうちすくなくとも 6 件が 2 重に入力されていたことがわかっている（厚生労働省労働基準局 2018b）。厚生労働省監察チーム（2018：3）によれば、各労働局が割り当てどおり調査して回収票を送付しているかどうかをチェックする体制がなかったという。2005 年調査においても、計画された標本の規模が 11,663（図 1）だったのに対して、回収して集計対象となったデータは 11,670 事業場（労働省労働基準局 2006a）であり、7 件増加している。それ以前の調査においても、（1990 年、1997 年をのぞいて）回収率が報告されていない。これらの事実は、回収した調査票の数を確認する実施体制になっていなかった可能性を示唆する。

6. お わ り に

労働時間データ偽造問題があきらかにしたのは、結局のところ、政府が自発的に情報を公開することは期待できない、という現実であった。問題が発覚した後も、2013年調査と2005年調査について断片的に情報があらたにえられたものの、調査対象事業場数などの資料はほとんど黒塗り（民進党2018b）である。2002年以前の調査については、すでに公開されていた情報以外のものは、何も出てきていない。厚生労働省監察チーム（2018）も、この調査はいつから、何のためにおこなわれてきたのか、という基本的なことから調べていない。

政策形成上重要な役割を果たした調査について、まとまった正確な情報を政府が残していないのは困ったことだ。これでは、プロセスを再現して妥当性を検証することができない。標本設計、調査票、調査員への指示、クリーニングの手続き、分析方法など、調査主体が情報を公開しなければ、問題を見つけ出して追及するのはむずかしいのである。

そのような状況でも、公刊文献を中心とした資料の探索は、断片的な情報を再構成する方法として有効である。労働時間（等）総合実態調査の場合、調査票の作成、標本設計、調査実施、分析、報告という一連の過程の各所に問題がある。本稿でみてきたように、2013年調査でわかった問題の多くは、以前の調査から引き継いできたものだった。そのことは、公刊されている文献をたどるだけで、かなりの程度わかる。

最後に、「労働時間総合実態調査」「労働時間等総合実態調査」を批判的にとりあげた文献は、2018年1月以前には1件もみつからなかったことを指摘しておきたい。これら一連の調査は、1986年以降の労働時間に関する政策立案と政策評価におおきく関わってきた。しかし本稿でみてきたように、政府が公表してきた情報は不十分であり、妥当性を判断できる材料が提供されていない。要するに何をやったかわからない調査だったのであるが、そういう調査の結果が、批判を受けないまま長年にわたって日本政府の労働政策を左右してきたのである。

注

- (1) 厚生労働省労働基準局 (2018b) は、ここで撤回した「裁量労働制に関わるデータ」とは、2013 年「労働時間等総合実態調査」結果公表冊子 (厚生労働省労働基準局 2013a) の表 45-表 60 であるとしている。しかし、その後にはデータ削除後の再集計について「1,526 事業場は既に撤回した裁量労働制のデータに係る事業場」という記述があり、最終的には、表 45-表 60 だけでなく、裁量労働制導入事業場の全レコード (裁量労働制が適用されない労働者のデータをふくむ) が削除されていることがわかる。
- (2) 類似の調査が過去に「労働時間総合実態調査」と呼ばれていたことおよび労働省 (1991) の存在については <http://twitter.com/twremcat/status/1001302782639357952> での教示による。
- (3) 「情報公開推進局」は、情報開示請求により入手した非公開の行政文書を集約しているサイト。この通達が載っていることを私が知ったのは、尾辻かな子衆議院議員の 2018 年 5 月 29 日のツイート <http://twitter.com/otsujikanako/status/1001424527006429184> による。このことは、尾辻議員が 5 月 30 日の国会質問でとりあげ、翌日『朝日新聞』(賛川 2018b) が報じている。
- (4) 笹川 (1992) が監督指導結果を掲載していることは、ブログ「ぼんの日記」(2018) で知った。
- (5) 2005 年調査に関する通達 (情報公開推進局 2005) からは具体的な指示がわかるが、これは情報公開請求によって取得された文書である。2013 年調査に関してはさらにくわしい手順の図解が厚生労働省から出ている (上西 2018: 3) が、これも国会で野党が要求してから出てきたのであって、政府が積極的に公開した情報ではない。

文 献

- いのちと健康 (1991) 「週 40 時間制は…4 月 1 日より、過法定労働時間 44 時間で決定」(調査/時間短縮) 『いのちと健康』290: 12-22.
- 上西充子 (2018) 「糖衣が剥がれ落ちた「働き方改革」」(特集 事実捻じ曲げ突き進む「働き方改革」) 『全労連』254: 1-10.
- エルダー (1986) 「労働省ニュース (2) 労働時間総合実態調査結果 (速報) について: 労働省労働基準局監督課」『エルダー』8(10): 80-82. <<http://id.ndl.go.jp/digimeta/1844056>>
- 勤労者福祉情報 (1993) 「労働時間総合実態調査結果 (労働省)」『勤労者福祉情報』493: 23-27. <<http://id.ndl.go.jp/digimeta/1827653>>
- 厚生労働省 (n.d.) 「所定外労働の削減に向けて: 「所定外労働削減要綱」概要」, <<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kinrou/dl/040324-8a.pdf>> 2018 年 3 月 19 日閲覧
- 厚生労働省 (2004) 「平成 14 年度労働時間等総合実態調査結果」(第 35 回労働政策審議会労働条件分科会 (9 月 28 日) 資料 3-3). <<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/09/s0928-7/e.html>> 2018 年 3 月 19 日閲覧
- 厚生労働省 (2018a) 「裁量労働制データの不適切な比較等に関する関係者の処分について」(7 月 19 日 Press Release) <https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10108000-Daijinkanboujinja-Jinjika/20180719_syobun.pdf>
- 厚生労働省 (2018b) 「第 1 回裁量労働制実態調査に関する専門家検討会 (資料)」(9 月 20 日). <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000211189_00002.html> 2018 年 10 月 26 日閲覧
- 厚生労働省監察チーム (2018) 「裁量労働制データ問題に関する経緯について」(7 月 19 日). <<https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000357449.pdf>> 2018 年 10 月 26 日閲覧
- 厚生労働省労働基準局 (2006a) 「平成 17 年度労働時間等総合実態調査結果」(第 52 回労働政策審議会労働条件分科会 (3 月 15 日) 資料 No. 2). <<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/03/s0315-5c1.html>> 2018

- 年3月19日閲覧
- 厚生労働省労働基準局(2006b)「06/03/15 労働政策審議会労働条件分科会 第52回議事録」(3月15日). <<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/03/txt/s0315-3.txt>> 2018年3月19日閲覧
- 厚生労働省労働基準局(2013a)「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」(第104回労働政策審議会労働条件分科会(10月30日)資料2-1) <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12602000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Roudouseisakutantou/shiryoy2-1_1.pdf> 2018年2月12日閲覧
- 厚生労働省労働基準局(2013b)「第104回労働政策審議会労働条件分科会議事録」(10月30日). <<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000035473.html>> 2018年3月19日閲覧
- 厚生労働省労働基準局(2013c)「委員からの質問事項について」(第105回労働政策審議会労働条件分科会(11月18日)資料2-1). <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12602000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Roudouseisakutantou/shiryoy2-1_2.pdf> 2018年3月19日閲覧
- 厚生労働省労働基準局(2013d)「第105回労働政策審議会労働条件分科会議事録」(11月18日). <<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000038159.html>> 2018年3月19日閲覧
- 厚生労働省労働基準局(2018a)「平成25年度労働時間等総合実態調査結果に係る精査結果について」(5月15日発表, 5月25日一部訂正). <<https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000357448.pdf>> 2018年10月26日閲覧
- 厚生労働省労働基準局(2018b)「これまでの経緯について」(9月20日 裁量労働制実態調査に関する専門家検討会 第1回会合 資料2) <<https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000357443.pdf>> 2018年10月26日閲覧
- 笹川靖雄(1992)「労基法違反と監督行政: サービス残業, 違法残業の是正に向けて」『労働法学研究会報』43(22): 1-28.
- 産業労働調査所(1991)『新時代の労働時間・余暇管理』(『労務事情』別冊) 経営書院. ISBN: 4-87913-336-1
- 自由民主党(2018)「労働分野における調査手法に関するPT提言」(8月28日) <<https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000357451.pdf>> 2018年10月26日閲覧
- 女性と労働21(1997a)「平成9年度労働時間等総合実態調査(所定労働時間)結果(1): 労働省 平成九年九月」『女性と労働21』23: 55-57.
- 女性と労働21(1997b)「平成9年度労働時間等総合実態調査結果(2): 労働省 平成九年九月」『女性と労働21』23: 58-74.
- 先見労務管理(2001)「平成12年度労働時間等総合実態調査: 事業場平均の週所定労働時間は38時間38分(厚生労働省調べ)」(データファイル)『先見労務管理』1173: 26-35.
- 情報公開推進局(2005)「労働時間等に関する調査的監督について」(基発第0311008号 2005年3月11日 厚生労働省労働基準局長) 全国労働安全衛生センター連絡会議. <<http://www.joshrc.org/~open/files/20050311-001.pdf>> 2018年5月29日閲覧
- 情報公開推進局(2013)「労働時間等に関する調査的監督について」(基発0308第1号 2013年3月8日 厚生労働省労働基準局長) 全国労働安全衛生センター連絡会議. <<http://www.joshrc.org/~open/files/2012/20130308-002.pdf>> 2018年5月29日閲覧
- 田中重人(2018a)「厚生労働省「労働時間等総合実態調査」(2013)検証用データ」. <<http://tsigeto.info/mhlwdata/>> 2018年6月4日閲覧
- 田中重人(2018b)「労働時間等総合実態調査(2013)のデータ重複について」. <<http://tsigeto.info/18p>> 2018年6月4日閲覧
- 賃金事情(2006)「2005年度 労働時間等総合実態調査: 一般労働者の法定時間外労働 月平均15時間 最長の者で25.5時間/裁量労働制適用者の1日の労働時間は専門業務型で9時間19分 最長の者で12時間38分」『賃金事情』2504: 41-49.
- 賃金事情(2014)「2013年度 労働時間等総合実態調査: 厚生労働省」『賃金事情』2667: 24-33.

- 賃金・労務通信 (1998) 「40 時間達成の特例措置事業場は 6 割弱：44 時間は 8 割が達成、労働省が週 40 時間の達成状況を調査 (98 年度労働時間等総合実態調査 (労働省))」『賃金・労務通信』51(32)：8-11.
- 中川恒彦 (2006) 「不払い残業を発生させない労働時間管理」産労総合研究所『職場のトラブル防止ハンドブック：人事労務スタッフ・管理者、労組担当者のための』経営書院、145-183. ISBN：4-87913-959-9
- 費川俊 (2018a) 「残業データ、恣意的利用の疑念 問われる答弁の作成意図」『朝日新聞デジタル』(2 月 19 日 5 時) <<https://www.asahi.com/articles/ASL2K73KBL2KULFA00K.html>> 2018 年 10 月 26 日閲覧
- 費川俊 (2018b) 「働き方法案、懸念残したまま 野党、撤回に追い込めず 衆院委、異例の追加審議」『朝日新聞デジタル』(5 月 31 日 5 時) <<https://www.asahi.com/articles/DA3S13518749.html>> 2018 年 10 月 26 日閲覧
- 日労研資料 (1986) 「労働時間総合実態調査結果 (速報) について：昭和 61.8.21 発表—労働省労働基準局」『日労研資料』39(11)：2-4. <<http://id.ndl.go.jp/digimeta/2788459>>
- ほんの日記 (2018) 「労働基準監督官による調査はもうやめたらどうか」(2 月 19 日). <<http://kynari.hatenablog.com/entry/2018/02/19/105733>> 2018 年 9 月 22 日閲覧
- 民進党 (2018a) 「「働き方改革虚偽データ疑惑」野党合同ヒアリング 厚生労働省文書」(野党 6 党合同ヒアリング第 4 回 2 月 19 日) <<https://www.minshin.or.jp/download/37454.pdf>> 2018 年 2 月 19 日閲覧
- 民進党 (2018b) 「衆院予算委員会 (昼) 理事会提出資料」(野党 6 党合同ヒアリング第 5 回 2 月 19 日) <<https://www.minshin.or.jp/download/37459.pdf>> 2018 年 2 月 19 日閲覧
- 労使の焦点 (1997) 「平成 9 年度労働時間等総合実態調査 (所定労働時間)：労働省発表・平成 9 年 10 月 9 日」『労使の焦点』205：14-15.
- 労政時報 (1990) 「週 44 時間制への移行を中央労働基準審議会に諮問：平成 3 年 4 月 1 日施行、猶予対象は現行と同一 (労働省)」『労政時報』2995：39-46.
- 労政時報 (1993a) 「労働時間総合実態調査 (速報) [資料出所：労働省労働基準局労働時間課]」『労政時報』3098：84-87.
- 労政時報 (1993b) 「< 参考 > 労働時間総合実態調査：平成 5 年度 [資料出所：労働省労働基準局賃金時間部労働時間課]」(平成 4 年における労働時間、休日・休暇の実態)『労政時報』3140：49-51.
- 労政時報 (2002) 「2002 年度労働時間等総合実態調査：時間外・休日労働に関する労使協定を締結している事業場は 21.6%」(労働時間：年休取得・時間外・割増率等の実態 関連資料 1)『労政時報』3566：46-51.
- 労政時報 (2006) 「2005 年度労働時間等総合実態調査：特別条項付き労使協定を締結している事業場は 27.7%」(主要調査にみる労働時間管理の現状)『労政時報』3688：99-107.
- 労働基準 (1997) 「週 40 時間達成事業場が前年度より三七・五ポイント増加：平成九年度労働時間等総合実態調査の結果がまとまる」『労働基準』12：12-13.
- 労働基準広報 (1990) 「緊急特集／労働時間短縮の第 2 段階：来年 4 月から週 44 時間制に」『労働基準広報』995：5-16.
- 労働基準広報 (1992) 「労働省・労働時間総合実態調査結果の速報まとまる：来年 4 月には週 40 時間以下が 32% に」『労働基準広報』1067：1-2.
- 労働基準広報 (2000a) 「6 割が 1 年の限度時間を 360 時間で協定」(労務資料 平成 12 年度労働時間等総合実態調査結果 (1)：三六協定上の時間外労働の上限 (労働省調べ))『労働基準広報』1347：18-21.
- 労働基準広報 (2000b) 「4 割の企業が法定休日労働を月 2 日で協定」(労務資料 平成 12 年度労働時間等総合実態調査結果 (2)：三六協定上の法定休日労働の限度日数等 (労働省調べ))『労働基準広報』1348：20-22.
- 労働基準広報 (2001) 「ほぼ 9 割の企業が法定の割増賃金率を採用」(労務資料 平成 12 年度労働時間等総合実態調査結果 (3)：時間外・休日労働、深夜労働の割増賃金率 (労働省調べ))『労働基準広報』1352：19-21.

- 労働省 (1991)『労働時間総合実態調査結果』(平成3年3月)労働省労働基準局賃金時間部労働時間課。(厚生労働図書館所蔵)
- 労働法律旬報 (1987)「資料1 労働時間総合実態調査結果(速報):労働省昭和61年8月21日」(特集 労働時間立法の課題:中基審「建議」を読んで)『労働法律旬報』1161:33-40.
- 労働法令通信 (1986)「労働時間総合実態調査結果:週所定労働時間 平均43時間57分」『労働法令通信』1411:1-5.
- 労働法令通信 (1990)「労働省が審議会に諮問:週法定労働時間を44時間に 来年4月1日から」『労働法令通信』1546:1-8.
- 労働法令通信 (2005)「〈労働時間等総合実態調査〉週所定労働時間四〇時間以下の事業場は九一・一%:特別条項付き時間外労働に関する労使協定締結事業場は一四・六%」『労働法令通信』2039:28-31.
- 労働法令通信 (2006)「裁量労働制適用労働者数 企画業務型は1事業場あたり平均27.8人:専門業務型裁量労働制は49.1人/厚生労働省「労働時間等総合実態調査」」『労働法令通信』2074:28-32.
- 労務事情 (1986)「週所定労働時間は、平均で43時間57分:労働時間総合実態調査結果(速報)労働省」(特集 わが社の労働時間管理・休暇制度 関連資料1)『労務事情』663:26-28.
- 労務事情 (1990)「労働時間総合実態調査(速報):平成2年6月調査 労働省」『労務事情』755:56-61.
- 労務事情 (2001)「「1年単位の変形制を導入している」事業場は31.6%:平成12年度労働時間等総合実態調査結果(速報)労働省」(特集「新・労働時間管理」マニュアル 資料2)『労務事情』984:22-32.
- 労務ジャパン (1991)「労働時間総合実態調査:労働省労働基準局」『労務ジャパン』46:18-22. <<http://id.ndl.go.jp/digimeta/2876561>>

謝 辞

本稿はJSPS 科研費基盤(C) #17K02069 研究成果の一部である。

Data Scandal in the 2018 Labor Law Reform Debate in Japan : A Review of Literature on a Series of Governmental Surveys on Working Hours

Sigeto TANAKA

This paper reports the findings of a review of literature on a series of surveys on working hours in Japanese workplaces, conducted by the Ministry of Health, Labor and Welfare. The surveys have attracted public attention since Prime Minister Abe Shinzo deployed flawed data from the latest survey, conducted in 2013, to build up his argument for a labor reform bill in the Diet in January 2018. This scandal led to a partial retraction of the bill. An inspection team of the Ministry subsequently explored how and why flawed data were generated by the survey. However, the inspection team's report was inadequate : It only focused on how the 2013 survey carelessly replicated previous surveys. It left unresolved questions of how the past surveys were conducted, and how they affected labor policies. I reviewed primary and secondary literature on the series of surveys, which started from 1986 and deeply impacted the work of the deliberative council on labor policy, to uncover defects in the structuring of questionnaires, sampling schemes, control of inspectors, statistical analysis, and result reporting. I observed symptoms of imprecise and incomprehensible explanations of various elements of the surveys by the Ministry in these 30 years, with no criticism leveled at the surveys before the scandal in the Diet in 2018.